

平成 24 年（う）第 965 号 詐欺被告事件

控訴趣意書

平成 24 年 6 月 14 日

東京高等裁判所第 3 刑事部 御中

被 告 人 佐 藤 真 言

上記被告人主任弁護人

弁 護 士 [REDACTED]

上記被告人弁護人

弁 護 士 [REDACTED]

被告人佐藤真言に対する詐欺被告事件につき、平成 24 年 3 月 28 日、東京地方裁判所刑事第 2 部が言い渡した判決に対する弁護人の控訴の趣意は、以下のとおりである。

記

1 はじめに

東京地方裁判所刑事第2部は、被告人佐藤真言（以下「被告人」という。）に対する詐欺被告事件（以下「本件」という。）につき、平成24年3月28日、懲役2年4月の実刑判決を言い渡した（以下「原判決」という。）。しかし、本件被告人に対しては、執行猶予を付するのが相当であったにもかかわらず、実刑判決を言い渡した原判決の量刑は不当であり、これは看過することのできない重大な誤りであるので、原判決は到底破棄を免れない。以下、詳論する。

2 被告人は本件犯行において重要な役割を果たしたとはいえないこと

原判決は、「量刑の理由」（9頁。以下、同様）中において、「共犯者の伊藤や朝倉は、銀行融資を受けられず資金繰りに窮する中で、融資を受けるため、・・・被告人の知識・経験を当てにしてコンサルティング契約を締結し」、粉飾した決算報告書（以下「決算書」という。）を用いて、銀行などから融資を受けたのであるから、「いずれの犯行も、会社経営者である伊藤や朝倉の判断によって敢行されたものではあるが、被告人の知識・経験がなければなし得なかつたもので、被告人は全くこのできない重要な役割を果たした。」旨判示する。

しかし、本件犯行において、被告人は、帮助的役割を果たしたにすぎず、必要不可欠な役割を果たしたわけでも、重要な役割を果たしたわけでもない。本件犯行は、原判決が指摘するように、「会社経営者である伊藤や朝倉の判断によって敢行されたものではあるから、本件融資詐欺の実体は、まさに、経営

者の犯罪という点にあり、財務コンサルタントの犯罪という点にあるのではない。

原判決は、被告人の知識・経験がなければ本件犯行をなし得なかつた旨指摘する。たしかに、被告人は、自己の銀行員時代の融資事務に関する知識・経験について、相被告人伊藤幸治郎（以下「伊藤」という。）あるいは同朝倉亨（以下「朝倉」という。）に話したり、それに基づいて両者に助言などしたりしたことはある。しかし、伊藤や朝倉は、被告人と知り合う以前から、自社の顧問税理士などのアドバイスを受けるなどして決算書を粉飾し、金融機関から融資を受けていたのであるから、被告人が粉飾決算による銀行などからの融資の引出し方法についてまったく無知な伊藤や朝倉に、そのような方法による融資の引出しを教示し、指南し、唆したことによりはじめて本件の態様のような犯行が可能になったわけではない。伊藤や朝倉は、被告人の話いや助言を参考にし、決算書を粉飾した上、これを銀行などに提出して融資を受けようと決断したのである。被告人は、伊藤や朝倉からの依頼・指示の下に、決算書の粉飾や銀行との融資交渉などに関与したにすぎない。

このように、自らの利益と計算の下に、自らの犯罪として本件犯行を行ったのは、伊藤や朝倉である。被告人は、このような伊藤や朝倉の犯行に関与する意図を有していたにすぎないのである。この点では、被告人の本件犯行は、実質的に捉えれば、そもそも帮助犯として評価されるべきものであった。しかし、この点を別にしても、被告人は、本件犯行においては、原判決の指摘するような決定的な、重要な役割を果たしたとは到底言えない。それにもかかわらず、「被告人は欠くこ

とのできない重要な役割を果たした」と判示する原判決は、量刑判断に際して、本件犯行における被告人の役割を過大に評価しており、不当である。

3 被告人の粉飾決算への関与の動機には斟酌すべき点のあること

原判決は、「元銀行員の被告人の知識・経験を利用して、銀行からの融資を受けやすい内容となるようスカラ及びエス・オーラインク両社の売上高を大幅に水増しするなどして粉飾した決算報告書を作成し、これらを銀行や信用保証協会に提出するなどしていた」とか、「被告人は、経営コンサルタントとして顧客の財務に関する相談に乗る中で、顧客の依頼に応じて決算報告書等の粉飾を手掛けていた」とか指摘している。

たしかに、被告人は、スカラやエス・オーラインク以外の顧客に対しても、その依頼に応じて決算書の粉飾に関与していた。しかし、被告人は、そのような依頼があれば、つねにこれに応じてきたわけではない。中小企業の経営者の間においては決算書の粉飾が違法であるとの認識が乏しいことから、本件の伊藤や朝倉のように、粉飾してでも金融機関からの借入れを求める経営者から、決算書の粉飾を依頼されることもあった。そのような際には、被告人は、粉飾決算の危険性を説き、粉飾決算によらない会社の再建策を提案してきたのである。

他方、被告人は、将来確実に成長が見込まれる会社であっても、当期決算が赤字であったり、当期決算が黒字であったとしても累積赤字が解消されていなかつたりした場合には銀行などから融資を受けられないために、事業資金の調達に苦労して

いる経営者が多くいることを知っていた。そして、被告人は、そのような経営者は、本件の朝倉のように、まじめに事業を続けており、自らの生活以上に従業員の雇用を守りたいという思いから金策に奔走していることや、その心の内の悩み・苦しみをも熟知していた。そのため、そのような経営者から決算書の粉飾を懇願されれば、被告人は、粉飾決算の違法性は十分に認識しながらも、一人の人間としては（乙12-6），これを断り、その結果倒産に至るのを座視するには忍びないという気持ちから、粉飾決算による銀行などからの借入れを会社再建の一過程と捉えて、止むなくこれに協力することもあった。そして、その後は、このようにして得た事業資金を有効活用して黒字化し、会社の再建を図ったり、あるいは、場合によっては、会社の再建策としてリスクケジュール（返済条件の変更、緩和、猶予をいう。）の方法を提案し、銀行などとの交渉にも当たったりしてきた。このようにして、被告人が会社の再建に成功した例も多々存するところである。被告人が、原審における被告人質問（第3回公判）において、朝倉の経営姿勢を尋ねた主任弁護人の質問に対して涙を流したのは、眞面目に経営に取り組んでいた朝倉の期待に応えられず、エス・オーライを倒産させてしまったことに対する無念の思いと自己の非力さに対する自責の念などが胸中で複雑に錯綜したからであったろう。

このように、被告人は、中小企業の経営再建に貢献したいという人間としての熱い、止むに止まれない気持ちでコンサルティングに従事してきたのである。したがって、このような被告人の動機、心情は、刑の量定においても当然に考慮されるべき

である。それにもかかわらず、この点を考慮しない原判決の量刑は不当と言わざるをえない。

4 被告人は粉飾の中止、公表のために真剣な努力を払ったこと
原判決は、「以前から粉飾した決算報告書等に基づき金融機
関から不正に融資を受けることを繰り返していたもので、本件
は常習的犯行である。」旨判示している。この判示部分の主語
は必ずしも明らかでないが、それが被告人であるとすれば、誤
りである。

被告人は、顧客の依頼により一時粉飾決算に関与することは
あつたとしても、漫然と決算書の粉飾に関与し続けてきたわけ
ではない。被告人は、金融機関からの借入金を約定とおりに返
済するためには、経営を改善し、効率化するが必要であると考え、
まず、顧客に対しては、そのためのアドバイスを行ってきた。
しかし、それでも顧客企業の収益が改善せず、事業資金の調達に
困難を来すようになったと判断したときには、つねに、
粉飾決算の事実を銀行などに明らかにし、銀行などとリスケジ
ュールの交渉に入るべき旨進言してきたのである。

本件においても、被告人は、比較的早い時期に、伊藤・朝倉
に対して、事務所の移転や人件費の削減などの経営改善策につ
いてアドバイスを行ってきた。そして、朝倉は、このような提案
に従い、経営の改善に取り組んできたのである。しかし、そ
の後、伊藤あるいは朝倉の会社の収益が改善せず、事業資金の
調達に困難を来すようになったと判断したことから、被告人は、
両者に、再三にわたり、リスケジュールに入ることを進言して

いたのみならず、その後も、決算期ごとに進言し続けてきたのである。

このような被告人の助言・進言は伊藤や朝倉によって拒否されたとはいえ、被告人は、伊藤あるいは朝倉に、しばしば経営改善策を提案したり、粉飾の事実を銀行などに明らかにし、粉飾を終りにし、リスケジュールに入ることを進言するなどしたりして、決算書粉飾を中止すべく真剣に努力してきたのであるから、決して漫然と不正融資を繰り返してきたわけではない。この点で、このような被告人の真剣な努力を検討、評価していない原判決の量刑判断は不当である。

5 被告人は不正融資実現の対価として報酬を受け取った事実は一切ないこと

原判決は、「被告人は詐取した金員を直接利得したわけではないけれども、両社から受け取っていた報酬の大半は決算報告書の粉飾等を含め不正融資に係るものとみるのが相当で、その利得も少なくない（ただし、上記報酬は被告人が取締役を務める [REDACTED] に対するものであった。）」旨判示する。

原判決が、本件詐取額を被告人が直接に領得し、利得しているわけではないと判示する点は正当である。同様に、原判決が、本件で支払われた報酬は、すべて「[REDACTED]
[REDACTED] に対するものであった。」と判示している点も正当である。これら報酬のすべては、[REDACTED] とスカラやエス・オーラインクとのコンサルティング契約に基づき、[REDACTED]
[REDACTED] の報酬規定に基づき、スカラやエス・オ

ーインクから [REDACTED] に支払われた正当な対価であり、同社において適正に経理処理がなされていたのである。したがって、被告人は、これらの報酬を「受け取っていた」わけではない。この点では、原判決が、被告人が「両社から受け取っていた」旨の判示は論理矛盾であり、また前提事実の誤認であり、極めて不当である。

さらに、原判決は、この「報酬の大半は決算報告書の粉飾等を含め不正融資に係るものとみるのが相当」である旨判示する。しかしながら、この判示は誤った検察官の主張に安易に追随したものであり、証拠の評価を誤った不当なものと言わざるを得ない。たしかに、被告人がスカラやエス・オーインクの決算書の粉飾に関与したことは否定し得ないとしても、被告人のコンサルティングの大半がそれに向けられていたわけではない。被告人は、伊藤や朝倉から経営上の相談を受けていたし、この相談に対しては、時間、曜日を問わず、いつでも、適切な助言を行っていたのである。また、伊藤などの個人的な悩みや愚痴に耳を傾けてもいた。さらに、会議に参加したり、銀行員が勧誘に来た際には、同席して話を聞いたりしていたこともあった。これらは、すべて報酬に含まれるものであった。その他、被告人が受け取った報酬の中には、リスケジュール交渉に関する報酬や経理上の入力作業に関する報酬なども含まれていたのである。決して、原判決の判示のように、被告人の受け取った報酬の大半が不正融資に係るものであったということではない。この点で、原判決は、スカラやエス・オーインクに対して行ってきた被告人のコン

サルティングの内容を正当に評価しているとはいえず、不当である。

このように、原判決の量刑判断には論理矛盾や不当評価などもみられるのであるから、この点において、原判決の量刑は不当であり、是正されなければならない。

6 本件の実質損害額は多額とはいえず、その一部につき被害回復が図られていること

原判決は、「詐取総額は1億3900万円余であり、第2の2、3について本件以前に受けた融資の借換え分を控除しても約5500万円余と多額である旨判示する。

この点について言及する前に、まず明らかにしておくべき点は、本件犯行により、銀行などが被った実質的損害額の総額は、原判決が後半部分で指摘した「約5500万円」であるということである。原判決が詐取総額として指摘する約1億3900万円のうち、スカラの借入額3000万円（本件第1）を除く額がエス・オーインクの借入れに関するものであるが、この内、朝倉が震災緊急保証制度を不正に利用し、虚偽の認定申請書などを提出して得た保証付融資枠は2000万円である。そして、朝倉は、この融資枠を用いて、三井住友銀行から1500万円（本件第2の1）を、東日本銀行から500万円（本件第2の2）を借り入れたのである。したがって、東日本銀行からの総融資額約9800万円からプロパー融資額1000万円（（本件第2の3）を除いた8800万円のうち（本件第2の2））、8300万円は震災緊急保証以外の保証制度を利用してすでに借り入れていたものである。これは、

震災緊急保証融資制度の不正利用という朝倉の欺罔行為との間には関連性はないのである。両者は、たまたま保証協会の保証付融資であることから、東日本銀行からの提案もあり、一本化されたにすぎない。したがって、スカラ及びエス・オーラインクの借入金総額 6000 万円から、エス・オーラインクが本件第 2 の 2 及び第 2 の 3 において東日本銀行に支払った前払い利息などを差し引いた約 5500 万円が本件犯行により銀行に与えた実質的損害額と解されることになる。

このように、刑の量定に際しては、詐取総額の「1 億 3900 万円余」ではなく、本件以前に受けた融資の借換え分を控除した「約 5500 万円余」を前提として、刑の量定を行うべきである。この点では、原判決の判示は妥当といえる。

そこで、次に問題になるのは、この約 5500 万円が銀行などに与えた損害額として多額といえるかである。本件では、融資額が損害額と認定されているので、損害額が多額かは、融資額が多額かということになる。この点、融資額の多寡は、たんに融資額だけで判断されるべきではない。それは、融資対象者が一般人か否か、その保有資産あるいは会社の規模、返済能力、融資実績などを考慮して判断されるべきである。スカラやエス・オーラインクがそれぞれ受けた 3000 万円という融資額は、サラリーマンなどにとって必ずしも少額とはいえないのかかもしれない。しかし、スカラやエス・オーラインクのように、年商約 6 ~ 7 億円を有する会社にとってみれば、この 3000 万円という融資額は、決して多額とはいえないであろう。そして、両社とも、銀行などからの借入額については、これを一度も滞らせることなく、毎月約定通りに返済し続けてきたのであ

る。このことからも、両社にとっては、3000万円という融資額は決して多額といえるものではなかったといえる。

しかも、本件においては、伊藤及び朝倉により、その一部につき、被害の回復が行われている。伊藤は、三菱東京UFJ銀行から受けた保証付融資3000万円については、その相当額である3000万円を東京保証協会に振込送金しているのであるから、実質的には、被害の回復が図られている。また、朝倉に関しては、上記のように、本件犯行により三井住友銀行及び東日本銀行に与えた実質的な財産上の損害額計3000万円のうち、平成23年6月から9月までの間に、三井住友銀行及び東日本銀行に対して、約定に従い合計約771万円が弁済されている。また、朝倉は、被害の一部弁償として、三井住友銀行に対して60万円の、東日本銀行に対して40万円の支払を申し出ており、両行とも、これを受領する方向で検討しているところである。このように、伊藤は事実上被害額全額を弁償し、朝倉は融資額のほぼ4分の1程度をすでに返済したといえる。

このように、融資額の多寡は銀行などの融資実態を考慮し、相対的に判断されるべきであり、また、その損害額は被害弁償額あるいは弁済済みの金額を除外して判断すべきであるのに、原判決は、この点をまったく考慮することなく、融資額だけを絶対視して判断したのである。この点で、原判決の量刑判断は不当と言わざるをえない。

7 本件犯行の態様は大胆とも、巧妙ともいえないこと

原判決は、粉飾した決算書を作成し、これらを銀行や信用保証協会に提出するなどして、景気対応緊急保証制度、あるいは、東日本大震災復興緊急保証制度を利用して銀行や信用保証協会を欺き、信用保証あるいは認定書を「不正に取得した上での犯行であって、いずれも態様は大胆かつ巧妙である。」旨判示する。原判決は、信用保証あるいは認定書を不正に取得した上での犯行であることが大胆、巧妙であると判示するともいえる。しかし、その前提として、原判決は、粉飾した決算書を作成し、これらを銀行や信用保証協会に提出した旨指摘するのであるから、結局は、この決算書の粉飾の態様が大胆かつ巧妙といえるかが問題となる。そこで、この判示の妥当性について検討する。

本件のようなスカラ・エス・オーラインクといった中小企業においては、銀行などから融資を受ける際には、銀行などには少なからず粉飾した決算書を提出しているのが実状である。そして、銀行などの金融機関も、このことを十分に認識した上で、これを黙認し、返済が可能な範囲で融資を行っているのである（佐藤真言・被告人供述調書3頁）。銀行実務においては、粉飾した決算書を用いて不正に融資を受けたとしても、粉飾が一般的に許容される程度であり、融資額が十分に返済可能であるならば、多少の粉飾行為は特に問題視されることはないのである。このような粉飾行為は特に可罰的ともいえないし、それにより融資を受けたとして、それ自体は大胆とも、巧妙ともいえない。したがって、粉飾行為の態様が大胆であり、巧妙であるか否かは、粉飾の規模、その方法、会社の規模、融資額、返済能力などを総合的に判断して決せられるべきである。この内、

会社の規模等の点については上述したところである。そこで、以下では、粉飾の規模、方法を中心に述べることにする。

本件においては、上記のように、被告人が、伊藤あるいは朝倉に対して、銀行などから融資を受ける手段として、決算書の粉飾という方法があり、これが可能であることを示唆したり、これを提案したり、唆したり、指南したりしたことはない。既述したとおり、伊藤も、朝倉も、被告人と知り合う前から、粉飾決算の方法や、その融資上のもつ意味については十分認識しており、また、実際にも、決算書を粉飾していたのである。その上で、伊藤あるいは朝倉は、被告人が粉飾決算の違法性、その経営にもたらす危険性などを説き、粉飾決算への関与に躊躇していたにも係わらず、被告人に粉飾を強く依頼し、協力させたのである。さらに、具体的に粉飾額を決めたのは、伊藤や朝倉であり、被告人ではない。スカラに関して言えば、被告人が直接粉飾に関与したのは、平成17年1月期及び平成18年1月期の決算書についてである。平成19年1月期以降は、本件犯行に使用された平成22年1月期決算書を含め、その粉飾には、被告人は一切関与していないのである。この間の粉飾は伊藤とその税理士との間で行われたのである。ここにおいては、伊藤が粉飾額などの詳細を決め、それに基づき、税理士が決算書を作成したのである。同様のことは、平成17年1月期決算書の粉飾に際しても行われたのである。伊藤が、被告人に、具体的な粉飾額を指示し、それに基づいて、被告人が決算書を粉飾したのである。そして、エス・オーインクにおいても、具体的な粉飾額を決定し、被告人に伝えたのは朝倉である。

このように、決算書の粉飾において、被告人は、すでに存在する決算書を前提にし、その費目を操作したというものであり、いわば銀行用に化粧直しをしたという程度にとどまるのである。

また、粉飾額に関して言えば、本件は、1000万円程度の年商しか有しないにもかかわらず、数億円もあるかのように決算書を粉飾したような事例ではない。年商約6億円を有するスカラは約3億円程度を、年商約7億円を有するエス・オーアイシクは約3～4億円程度を粉飾したものである。しかも、両社とも、返済能力を超えてまで銀行などから融資を得ようとして、多額の粉飾を行ったわけではない。

このように、本件の粉飾は、保証付融資に係わるものであるか否かに係わらず、中小企業間においては日常的に行われている程度のものであり、現実には特段問題とされない程度のものといえるのであり、それ自体は、決して大胆とも、巧妙ともいえるようなものではない。もしも、原判決のように、本件粉飾が大胆、巧妙であるというならば、それは、粉飾額を具体的に指示した伊藤や朝倉に当てはまるとしても、たんに、その指示に従ったにすぎない被告人の行為が大胆であり、巧妙だったとまではいえないるのである。ましてや、被告人は、伊藤が行っていたキャッチボールなどによる架空売上げの計上にはまったく関与していないかったのである。この点では、原判決が本件犯行は大胆、巧妙であるとする判示部分がだれの行為を指すかは不明であるが、もしそれが被告人の行為をいうのであれば、それは不当であり、誤りである。

8 被告人には社会内処遇が相当であること

原判決は、上記のような指摘に加えて、さらに、景気対応緊急保証制度や東日本大震災復興緊急融資制度を「悪用したもので、銀行や信用保証協会関係者の処罰感情は厳しい。」旨判示する。

しかし、上記のように、伊藤は事実上被害額全額を弁償したといえるし、朝倉は融資額のほぼ4分の1程度をすでに返済している。したがって、これらのこと考慮するならば、銀行などの関係者の処罰感情はすでに相当程度緩和されており、その処罰感情が今日なお厳しいとはいえない。そして、被告人自身も、本件においては東日本大震災復興緊急融資制度を悪用し、多額の融資を受けることなどにより、社会に与えた影響も少なくないことを真摯に反省したことから、震災被害者のため、あるいは震災地の復興のために寄付を行い、贖罪したいとの思いを有している（立証予定）。

ところで、原判決が指摘したように、刑の量定において、被害者の処罰感情を考慮することは、一般予防の点からみても、直ちに否定されるべきではない。しかし、一般予防とは、一罰百戒的な意味において、すなわち応報的意味において理解されるべきではない。むしろ、それは、将来の犯罪の予防という目的に奉仕するものでなければならない。したがって、犯行の態様が悪質であること、結果が重大であること、あるいは、被害感情や処罰感情が厳しいことなどを理由にして、そのことから直ちに重い刑を科することには慎重でなければならない。たとえ犯行の態様が悪質であり、処罰感情が強いとしても、行為者がすでに改しゅんの情を示し、周囲からも十分な支援が得られ、

施設内処遇によることなく、その改善・更生を確実に期待することができるならば、あえて施設内処遇の方法を選択する必要はない。それにもかかわらず、そのような方法を選択することは、被告人からこれまでのさまざまな社会的基盤、生活基盤などを奪うことになる。それは、出所後の社会復帰にとって大きな障害となるので、決して望ましいものとはいえない。

そこで、本件被告人について検討するならば、被告人は、すでに、たとえ動機がどのようなものであれ、粉飾決算に係わり、これを用いて銀行などから不正に融資を受けることに関与したことを反省し、捜査・取調べには当初から真摯な態度で臨んできたし、公判廷においても、同様の態度で供述したのである。そして、被告人は、今後は二度とこのような過ちを犯さないと決意し、コンサルタント業を廃業にすることを決断したのである。この点では、被告人には、もはや再犯のおそれはない。

そして、被告人質問（佐藤真言・被告人供述調書36頁以下）において明らかにしたように、被告人は、将来、行政書士、さらには弁護士になりたいという夢を抱いている。被告人は、まず、法曹資格を得るために第一歩として、法科大学院適性試験（5月27日実施）を受験した結果、志望校の合格に必要な点数を得たとの感触を得ている（立証予定）。さらに、行政書士の資格を得るために、受験予備校に通い、本年11月に実施予定の試験に向けて十分に準備を進めているところである（立証予定）。このように、被告人は、すでに更生に向け、新たな人生設計を具体的に描き、その実現に向け着々と歩を進めている。それにもかかわらず、今、被告人を実刑に処することは、このような被告人の抱く夢や希望の実現を不可能にすることにな

る。このことは、被告人の更生にとって大きな障害となることはいうまでもない。

また、被告人夫妻は、被告人の更生のために、これからも支え合いながら、つらく、厳しい道を共に歩もうと決意しているところである。したがって、被告人を処遇施設に収容するならば、このような夫婦関係を強制的に破壊することになる。そして、このことは、両者の夫婦関係にとどまらず、その生活基盤や経済基盤などに計り知れない打撃を与えることになりかねない。

このように、被告人を実刑に処することは、被告人の改善・更生にとっては極めて有害である。むしろ、被告人には、社会内処遇においても、十分に改善・更生が可能であることを考慮するならば、被告人には社会内処遇の途を選択することが望ましいといえるのである。

9 結語

このように、被告人には、執行猶予を付するのが相当であるにもかかわらず、実刑判決を言い渡した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな量刑判断の誤りがみられるのであるから、さらに適正な判決を求めるため、本控訴に及んだ次第である。

以 上